

本市発注工事の一部を下請けによる施工とする場合は、社会保険等に加入している事業者を下請負人とするようお願いいたします。

本市では、国が建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から建設業者の社会保険等未加入対策を進めていることを踏まえ、平成 27・28 年度の競争入札参加有資格者名簿の登録にあたり、「工事の請負」の契約の区分においては、法令上加入義務のある社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していることを条件としたところです。

このたび、本市発注工事の下請負人についても、社会保険等への加入を促進するため、以下のように本市が未加入事業者（加入義務のない者は除く。）を確認した場合は、当該事業者を建設業許可権者へ通報する取り組みを実施することとしましたので、お知らせします。

1 対象契約

「工事の請負」の契約のうち、一部を下請けによる施工とするもの

2 実施内容

施工体制台帳で、下請負人の社会保険等未加入事業者（加入義務のない者は除く。）を確認した場合には、当該事業者について、本市から建設業許可権者へ通報します。

3 実施時期

平成 28 年 2 月 1 日以降に本市と契約を締結する工事から実施します。

【社会保険等の加入等に関するお問い合わせ先】

『健康保険』及び『厚生年金保険』について：所轄の年金事務所

『雇用保険』について：所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所